

平成23年3月17日

都内介護サービス施設・事業所等
管理者各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課長 平山 信夫

施設支援課長 加藤 みほ

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

高齢者に対する福祉サービスの提供につきましては、日頃よりご尽力いただき誠に有難うございます。
東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについて、国から別添のとおり通知がありました。介護サービス施設及び事業所の皆様におかれましては、本通知に基づいた対応方よろしく願います。

<平成23年3月17日付厚生労働省通知の概要（抜粋）>

1 対象者の要件及び取扱いについて

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者について、5月までの介護サービス利用料の支払いを、5月末日まで猶予する取扱いとする。

- (1) 災害救助法の適用市町村のうち、国通知(1)①と②に住所を有する介護保険法の被保険者
- (2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てを行った者
 - ・ 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - ・ 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

2 サービス事業所等における介護報酬の請求について

- (1) 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を給付費の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。ただし、被保険者証等が提示できない場合には、「東北地方太平洋沖地震の被災者にかかる被保険者証の提示等について」(平成23年3月12日付国通知)を参照のこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定。また、各サービス事業所等が猶予した利用料については、各保険者において減免していただくよう老健局より依頼する予定である。

【問合せ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課 介護事業者係 TEL 03-5320-4593

施設支援課 施設運営係 TEL 03-5320-4264

事務連絡
平成23年3月17日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による
被災者に係る利用料等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料等の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第20条第1項、第48条第1項、第66条第1項、第78条第1項、第87条第1項、第96条第1項、第127条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第140条の6第1項、同条第3項第1号及び第2号、第145条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第155条の5第1項、同条第3項第1号及び第2号、第182条第1項、第197条第1項並びに第212条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第20条第1項、第50条第1項、第69条第1項、第81条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第135条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第155条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第190条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第206条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第238条第1項、第269条第1項並びに第286条第1項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第21条第1項、第49条第1項、第71条第1項、第96条第1項、第117条第1項、第136条第1項、同条第3項第1号及び第2号、第161号第1項並びに同条第3項第1号及び第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第22条第1項、第52条第1項並びに第76条第1項、指定介護老人福祉施

設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、第 41 条第 1 項並びに同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、第 42 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項、同条第 3 項第 1 号及び第 2 号、第 42 条第 1 項並びに同条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定により利用料等を受領することを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、

① 岩手県全 34 市町村、宮城県全 35 市町村、福島県福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡樽葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町（平成 23 年 3 月 15 日 20 時 30 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

② 長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町（平成 23 年 3 月 12 日 17 時 00 分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

に住所を有する介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てを行った者であること。

- ・ 当該被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ・ 当該被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、そ

の者の収入が著しく減少したこと。

2 取扱いの期間

当面、5月までの介護サービス分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。

3 サービス事業所等における介護報酬の請求について

- (1) 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を給付費の請求に関する書類等に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、「東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」(平成23年3月12日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡)を参照のこと。

- (2) 本事務連絡に基づき猶予した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

また、各サービス事業所等が猶予した利用料については、各保険者において減免していただくよう老健局より依頼する予定である。

事務連絡
平成23年3月12日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

東北地方太平洋沖地震の被災者に係る被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取り扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願いいたします。